

城陽市公告第 3 1 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、城陽農業振興地域整備計画を変更したので、同条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により公告し、同条第 2 項の規定により当該変更後の城陽農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供します。

また、併せて、農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 2 項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果についても公告します。

令和 6 年（2 0 2 4 年）1 1 月 1 9 日

城陽市長 奥田 敏晴



1 縦覧期間

令和 6 年（2 0 2 4 年）1 1 月 1 9 日以後、常時備え置くこととする。（市の休日を除く。）

2 縦覧場所

城陽市寺田東ノ口 1 6 番地、1 7 番地
城陽市まちづくり活性部農政課

3 縦覧時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
（正午から午後 1 時までを除く。）

4 意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果

意見なし